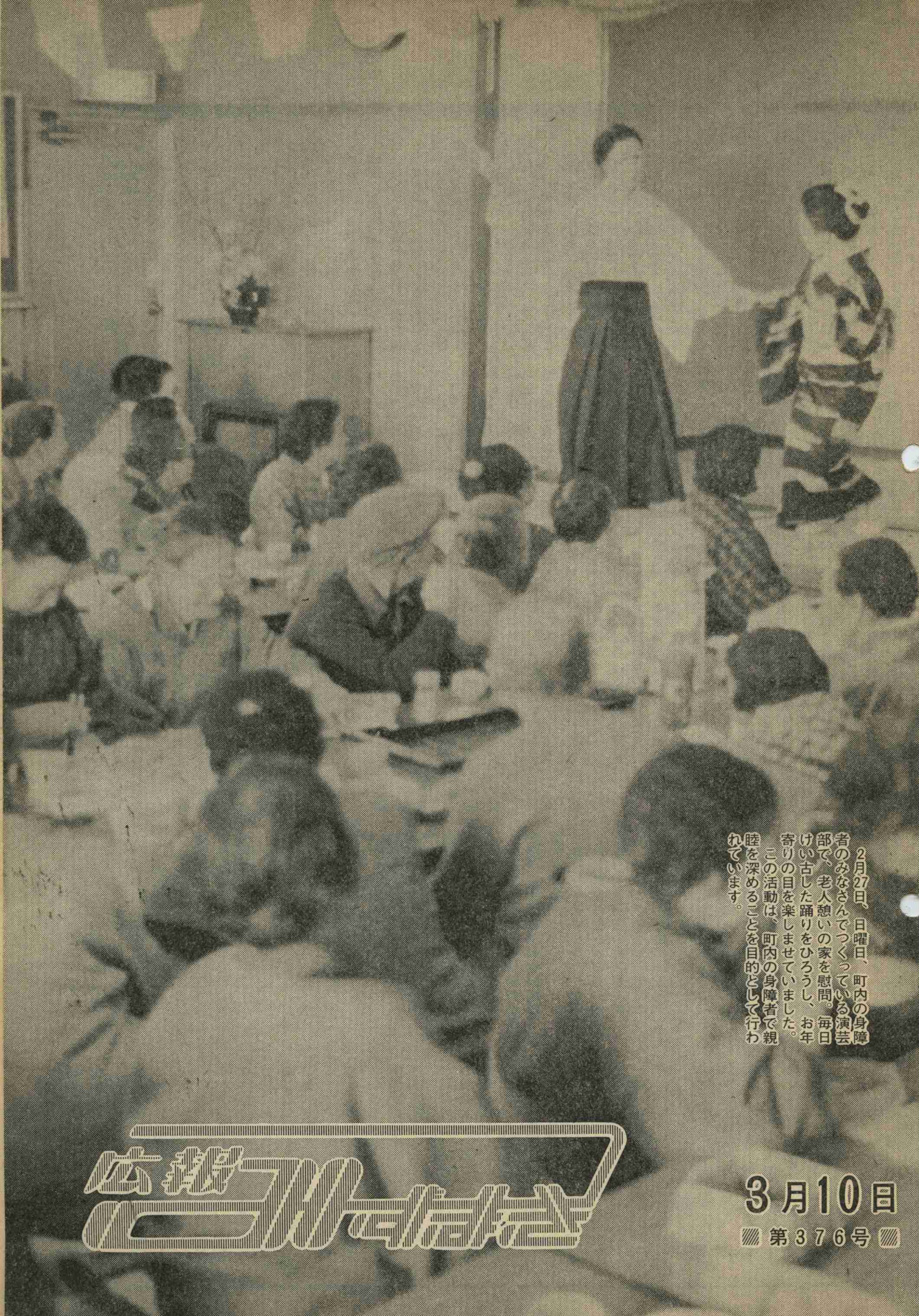

2月27日、日曜日、町内の身障者のみなさんでつくっている演芸部で、老人憩いの家を慰問。毎日けい古した踊りをひろうし、お年寄りの目を楽しませていました。

　この活動は、町内の身障者で親睦を深めることを目的として行われています。

広報 [illegible]

3月10日

第376号

年金

4月から保険料を改定

1ヶ月2千2百円に

国民年金の保険料が四月から次のとおり引き上げられます。

一ケ月　二千二百円
（現行千四百円）

国民年金は、歳をとったり、けがや病気で一定の障害が残ったり、夫と死別したときなどに加入者や加入していた人を対象に、年金を支給する制度ですが、昭和三十六年の発足当時から現在まで、たび重なる年金額の水準の引き上げが行なわれてきました。そして、このような水準の引き上げとともに、物価の上昇にスライドして自動的に年金額を引き上げる措置も、あわせて採用されています。

ところで、年金を支給するための財源には、加入者のみなさんが納付された国民年金保険料（積立金）と、国庫負担が二対一の割合で充てられますが、今回の国民年金保険料の引上げは、昨年九月に年金額の水準の引上げが行われ、たとえば、二十五年納付の老齢年金が夫婦で月額七万五千円（付加保険料を納付したとき）になるなど、給付改善に見合う保険料とするために行われるものです。

なお、加入者の皆さんが納付された保険料は、将来の年金給付の財源として、積み立てられますが、この積立金の一部は、上下水道の整備、保育所や病院の拡充などわたしたちの生活環境の充実のため地方公共団体に還元融資されます。

保険料は毎月月末までに

国民年金制度の発足とともに、国民皆年金が実現したといわれるようになりましたが、これは、誰でも年金によって老後が保障される仕組みになっているからです。

しかし、国民年金から老齢年金や通算老齢年金を受けるためには、決められたとおり加入の届出をし、保険料を納付しなければなりません。

保険料を滞納すると、みんなが受けられる老齢年金や通算老齢年金が受けられなくなるばかりか、けがや病気で一定の障害が残ったときに支給される障害年金や、夫と死別したときに支給される母子年金なども受けられなくなります。保険料は、毎月、月末までに必ず納付してください。

また、保険料を納付することが困難な場合には、納付の免除という措置がありますので、国保年金係におたずねください。

※国民年金に加入すれば※

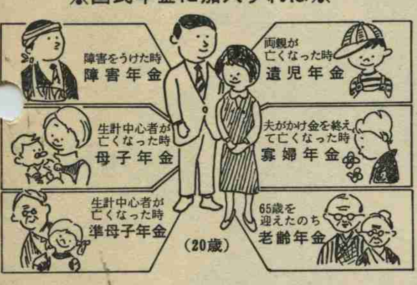
障害をうけた時
障害年金
両親が亡くなった時
遺児年金
生計中心者が亡くなった時
母子年金
夫がかけ金を終えて亡くなった時
寡婦年金
生計中心者が亡くなった時
準母子年金
65歳を迎えたのち
老齢年金
（20歳）

障害年金の請求はこのように

障害をうけた時 障害年金

国民年金制度では、病気やけがで障害者になった場合も、年金が支給されることになっていますが、どのようなときに支給されるか知らないために受給要件は満たしながら請求していない人もあると思われます。

そこで、どのようなときに支給されるかもう一度みてみましょう。

障害年金の支給要件

◆症状が固定した日（廃疾認定日）

病気やけがで初めて医者にかかった日から三年を経過した日までになおらなかった場合は、その三年経過の日に、表に定める程度の廃疾の状態にあり、かつ、保険料の納付状況が、初診日の前日において次のことが必要とされます。

(1)　初診日に国民年金に加入していた場合、次のいずれかに該当していること。

(ア)保険料納付済期間が十五年以上であること。

(イ)保険料納付済期間が五年以上あり、かつ、その期間が、被保険者期間から保険料免除期間を差し引いた期間の三分の二と同じか、または多いこと。

(ウ)最近の三年間が保険料納付済期間、または保険料免除期間であること。

(エ)国民年金の保険料納付済期間と免除期間および、他の公的年金制度の加入期間の合計が一年以上あり、かつ、最近の一年間について保険料未納期間、および、免除期間がないこと。

(オ)老齢年金の受給資格期間を満たしていること（五年年金、特例老齢年金は除く）

(2)　初診日に国民年金に加入していなかった場合

初診日において六十五歳未満であり、かつ、(1)の(オ)に該当すること。

なお、国民年金に加入して間もなく、病気やけがをし、障害者になったような人で、障害年金の支給要件に該当しない場合でも、保険料の滞納がなければ、障害福祉年金が支給されます。

また、明治四十四年四月一日以前生れの人については、七十歳前に障害者になった場合も同じく、障害福祉年金が支給されます。

年金額

障害年金の年金額は、老齢年金の例により計算した額（一級の障害者は、その額の一二五㌫の額）ですが、最低保障額が決っており、二級の障害者は年額三十九万六千円（月額三万三千円）、一級の障害者は四十九万五千円（月額四万一千二百五十円）が保障されています。

障害福祉年金の年金額は、二級障害者は年額十六万二千円（月額一万三千五百円）、一級障害者は年額二十四万三千六百円（月額一万八千円）となっています。

廃疾の程度（国民年金法別表）	1級	両腕切断、両足切断、全盲、全ろう、結該、精神病などで、日常生活に殆んど他人の介助を必要とする状態
	2級	片腕切断、片足切断、結該、精神病などで、日常生活に著しい不自由をきたす状態

国民健康保険
被保険者証の切替え

町は、次の日程で国民健康保険被保険者証の切替えを行います。

現在使用されている使険証の有効期間は、52年3月末日までで、この切替えをしていないと4月1日以降の受診はできませんのでご注意ください。なお、切替えを行うとき印鑑と保険証をご持参ください。

◇日時　3月22日～3月24日　9時～16時

◇場所　水巻町役場西別館　　◇持参品　被使険者証　印鑑

町建設工事など
指名願の受付け

昭和五十二年度に水巻町に発注する建設工事、測量、設計、地質調査業務の入札、見積りに参加希望されるかたを、次の要領で受付けますので申し込みください。

◉受付期間　4月1日〜15日

◉受付場所　町総務課財政係

◉資格　町内に営業所を有する私人及び法人

建設工事入札参加資格審査申請書の様式及び、入札参加の資格などくわしいことは、町財政係へ。

農地法の改正

農地法第三条の規定が一部改正されました。

農地を農地として取得する場合、または、農地の利用上の権利を設定する場合、現在農地を五十アール以上耕作しているか、申請によって農地を取得する場合、または、農地の利用上の権利を設定する場合、申請農地を含めて五十アール以上との規定がありましたが、福岡県告示第百八十一号、昭和五十二年二月十日付で、この農地の面積がそれぞれ四十アールになりました。

くわしいことは産業課におたずねください。

こどもを交通事故から守りましょう

こどもの交通事故は、例年日照時間が長くなり、しかも季節的に春めき、こどもたちの屋外活動が活発になる三月から増加する傾向があります。また、新しく入学、入園するこどもたちが、期待に胸をふくらませており、交通安全のために道路の正しい歩きかたなど、具体的な指導が必要な時期でもあります。

そこで、こどもを持つ保護者、特に母親をはじめ、ドライバーや周囲の人たちが十分注意して、こどもたちを交通事故から守るため、こどもの交通事故の特徴を知ってもらうとともに、遵守してもらいたいことをあげてみました。

〔こどもの事故の特徴〕

◎三歳から五歳までの幼児が多く、特に四歳児にいたっては、小学生の三倍近くに達している。

◎事故原因では「とび出し」が圧倒的に多く、次いで「車の直前直後の横断」「信号無視」の順となっている。

〔保護者へ〕

◎交通安全の指導は、買物の行き帰りなどを利用して、横断歩道などの現場で、正しい横断の仕方などを繰り返し具体的に教え、体験を通じて、習慣化させるようにする。

〔新入学児童に〕

◎実際の通学、通園時間に合せて、保護者が実地に信号機や道路標識の見方、横断歩道の正しい横断の仕方などを繰り返し指導する

◎定められた通学・通園路を必ず利用させる。

◎寝る前に明日の準備をすませ、登校時間に余裕を持たせる。

〔ドライバーへ〕

◎狭い道路や裏通りでは、スピードを控えめにする。

◎こどもの姿を見たら徐行して、いつでも止まれるよう心掛ける。

◎こどもが道路を横断しようとしているときは、後続車にも合図してやる。

◎交差点を左折するときは、左側に自転車に乗ったこどもがいないかを確認する。特に大型車の場合は注意する。

消防 691・0119 コーナー

—救急の正しい通報のしかた—

救急車は「691・0119」番をまわせば必ず来てくれてますが、その気安さから救急車をタクシー代りに乱用したり、反対に利用方法がわからなかったため、時期を失って大事になるなど、正しい通報のしかたが知られていません。そこで、正しい通報のしかたをまとめてみましょう。

まず、691・0119番をまわし、あわてず、「救急です」と告げ、次の順序で要領よく伝えましょう。

通報の内容

①住所（たとえば○○町○番○号○○商店前と、くわしく告げる）

②どうしてけがをしたか、また、どのような事故か

③どのような状態か

④持病があれば、病名、かかりつけの病院及び主治医名

サイレンが聞こえたら案内人を出して救急車を誘導し（夜間は懐中電灯で）救急隊員に次のことを伝えます。

①救急隊が到着するまでの容体の変化

②傷病者のために行った応急手当の内容

＜別表＞月別こどもの交通事故死者数

（昭和49年～51年）

年別 月別	49年(人)	50年(人)	51年(人)
1　月	73	85	72
2　月	86	78	69
3　月	121	134	132
4　月	158	143	117
5　月	141	169	134
6　月	119	119	111

注）1　警察庁資料による。
　　2　15歳以下を計上した。

お知らせコーナー

初任婦教室

◇日時　3月7・14・28日、13時30分〜15時30分
◇会場　役場西別館
◇内容　妊娠から育児までと家族計画指導

母子保健相談

◇日時　3月18日、9時30分〜11時30分
◇会場　吉田団地公民館
◇内容　育児及び家族計画相談指導（身長・体重側定）

婦人ガン検診

◇日時　3月24日、9時〜14時、（受付、9時〜10時、12時30分〜13時）
◇会場　町民会館（検診車内）
◇料金　千九百円（国保被保険者負担金五百円、社保、その他負担金千円）

検診希望者は、負担金を添えて町衛生係、国保係へ。

◇申込み期間　3月11日〜22日
◇受付人員　申込み先着百人

成人病教室

◇日時　3月16日、13時30分〜15時30分
◇会場　遠賀保健所栄養指導室
◇内容　高血圧症の食事療法相談と指導
13時〜13時30分、血圧測定
13時30分〜14時　講話
14時〜15時　減塩食調理実習
15時〜15時30分　試食、相談指導
◇受講料・検診料　無料
◇受講希望申込み　3月15日まで町厚生課に申込みください。

保育園幼稚園小中学校行事日程

区分	園校名	卒園・卒業式		入園・入学式	
		月日	時	月日	時
保育園	第1保育園	3月30日	9時	4月 4日	9時
	第2　〃	〃	10時	〃	10時
	第3　〃	〃	11時	〃	11時
	みなみ保育園	3月25日	10時	〃	10時
	北保育園	〃26日	10時	4月 5日	10時
幼稚園	水巻幼稚園	3月17日	10時	4月 9日	10時
	聖母幼稚園	3月16日	10時	4月12日	10時
	中央幼稚園	—	—	4月 8日	10時
小学校	伊佐座小学校	3月18日	10時	4月 6日	10時
	吉田小学校	〃	〃	〃	〃
	頃末　〃	〃	〃	〃	〃
	杁小学校	〃	〃	〃	〃
	猪熊小学校	〃	〃	〃	〃
中学校	水巻中学校	3月15日	10時	4月 7日	10時
	水巻南中学校	〃	〃	〃	〃

隣り組みに入りましょう

町からの連絡は、現在、ほとんどが「広報みずまき」でしていますが、緊急な場合は、一部、回覧ですることもあり、隣り組みに入っていない場合、大切な連絡が伝わらないことがあります。

町と住民のみなさんとの連絡を密にするためにも、すべてのみなさんが各地区の隣り組みに入るようお願いします。

—お　礼—

香典返しとして次のかたから社会福祉協議会にご寄贈がありました。ご冥福をお祈りいたしますとともにあつくお礼申しあげます。

三ツ頭区　故永富　ヒデ殿　土井　寿三殿
吉田ノ二御輪地　故副田マツヲ殿　副田　衛殿

巡回婦人相談

県婦人相談所では、一般婦人が家庭や個人的に困っているなど、他人に言えない問題をもっている人の相談に応じ、要保護女子の転落防止と保護更生をはかる目的で巡回相談を行います。

家庭内外の紛争、結婚、離婚、男女間の問題、家出、浮浪女子、精薄女子、子供のこと、家庭経済、過去のあやまち、誘惑、その他婦人がもっている心配ごとや身のふり方についての相談内容により、法務局・家庭裁判所・福祉事務所・婦人相談所がこれに応じます。

相談の秘密は固く守られます。気軽にご相談ください。

★日時　3月18日（金）
午前10時〜午後3時まで
★場所　遠賀町公民館別館
（旧役場横）

国土調査

4月から頃末地区

町では、昭和五十年度から五ヶ年計画で、猪熊地区から国土調査（地籍調査）事業を実施してきましたが、昭和五十二年四月から頃末地区（大字頃末）の国土調査に入ります。

この調査は、これまでの土地台帳や字図を正しい測量によって新しい土地台帳や字図を作り、土地の正しい位置、形、地番、地目、面積を明らかにして、皆さんの財産を守るとともに、土地改良事業やいろんな建設事業計画に利用することを目的として行なわれています。住民のかたのご理解とご協力をお願いします。

なお、調査について不審な点があれば、役場国土係調査係におたずねください。

訂　正

広報2月25日号の「猟銃の管理」の記事の中で、猟期の終了が2月25日と書いていましたが、2月15日でしたので、訂正するとともにお詫びいたします。

日曜在宅医

3月13日	伊藤医院	皮膚科	頃末	691・0527
20日	渡辺医院	外科	頃末	691・2616
27日	入江医院	外科	頃末	601・3320
4月3日	楠本医院	内・児科	大膳橋	093・24・0385

診察時間は9時〜17時、原則として往診はしません。

□発行人　水巻町長　伊藤衛門　□編集　水巻町住民相談室（電話601－4321）　□印刷　冷牟田印刷合資会社